

つしま歴史・文化のまちづくり提案事業補助金交付事業が決定

つしま歴史・文化のまちづくり提案事業公開審査会を、5月15日(日)に開催しました。津島を元気にする13事業の提案があり、そのうち下記の8事業に対し、補助金交付が決定しました。

問合せ つしま夢まちづくりセンター ☎58-4133



提案団体名	事業名	提案概要
つしまにほんご教室	外国人が見て語る! 津島の歴史文化の魅力紹介	外国人の観光意欲を利用して、津島の歴史文化を再評価し、歴史的な街並みの保存に寄与する。
津島れんげの会	つながる・津島!	旧市街地を舞台とした団体と連携して、イベント等を集約し、観光地として、定期的かつ、大きなにぎわいを作る。
津島紡町実行委員会	津島ツムギマチ・プロジェクト	空き物件を商業や交流場所として活用し、また開業、入居者の増加による街の新陳代謝を図り、地域の活性化につなげる。
津島 きものDE街歩き	津島 きものDE街歩き 津島の歴史と文化 探訪	市外の方を対象に、参加者が着物姿で街並みを歩き、歴史と文化に触れてもらう。
おはなしくるりん 実行委員会	読み聞かせまつり& 原画展	津島市出身の絵本作家の原画展、講演会の開催および趣向をこらした読み聞かせ祭りを展開する。
津島まちじゅう 図書館の会	津島まちじゅう図書館化 プロジェクト	まちかど・まちなかの家や店に、本棚を置き、本を読む場所、貸出の仕組みを構築し、まちかど・まちなかを図書館化する。
煎茶の会	煎茶を楽しむ	煎茶についての紹介や道具の展示、煎茶の点前に触れてもらい、味わう。煎茶を通して所作や歴史を学び、人的交流を図る。
演劇集団くつわ	伊六万歳の普及と継承 第3弾 尾張つしまで☆てんてこ舞	万歳をわかり易く親しみやすい内容で公演し、体験会を開催することにより伝統文化の普及と継承をめざす。



つしま歴史・文化のまちづくり提案補助事業

名称	日時	場所	料金	問合せ
津島きものDE街歩き	7月23日(土) 24日(日) 午後1時~3時 着付け希望は 午前10時	津島市観光 交流センター 集合	参加費 500円 きものレンタル 1,000円 着付け 1,000円	津島 きものDE街歩き 吉田 ☎090-3967-7677
外国人の ための 天王祭見学	7月23日(土) 午後4時30分	津島駅集合	無料 定員:外国人 20人 ボランティア 5人	つしま にほんご教室 尾崎 ☎070-5250-2603
煎茶を 楽しむ	7月24日(日) 午前10時~ 午後3時	蔵Gallery つづら	500円	煎茶の会 神谷 ☎0567-28-1064

高齢介護課からのお知らせ

介護保険制度が変わります

介護保険制度の改正により平成28年8月から負担限度額認定証の受給要件が次のように変更となります。

【変更点】

利用者負担第2段階と第3段階を区分する年金収入等において新たに、非課税年金(遺族年金、障害年金等)を所得として勘案する。

利用者負担段階	要件
第1段階	生活保護を受けている方
第2段階	市町村民税非課税世帯者で「課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の方
第3段階	市町村民税非課税世帯者で「課税年金収入額+非課税年金収入額+合計所得金額」が80万円を超える方

介護保険料特別徴収(年金天引き)納付額の平準化を行います

負担限度額認定証の利用者負担の見直しについて

ショートステイや介護保険施設を利用する場合の食費と居住費(滞在費)は、申請により、利用者負担が軽減されます。負担限度額認定証をお持ちの方が引き続き軽減を受けるには、毎年8月に申請が必要です。

負担限度額認定を受けている方には、更新申請を送付させていただきます。減額の対象期間は、申請をした月からとなります。申請が遅れると、減額を受けられない月が発生する場合がありますので、期間内に必ず手続きをお願いします。

(ただし、申請を出しても受給要件に該当しなくなった場合は、負担軽減を受けることができなくなります。)

受付期間 7月1日(金)～8月31日(水)

受付・問合せ 高齢介護課介護保険G
内線2141・2142



平準化とは

介護保険料の特別徴収(年金天引き)は、4月・6月・8月を『仮徴収』、10月・12月・2月を『本徴収』として納めていただいています。

仮徴収の金額は、原則として前年度の2月の徴収額と同額が天引きされますが、収入の変動や介護保険料の改定などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。そこで、年間を通してできるだけ均等な額になるよう8月以降の徴収額を調整し、平準化を行います。

(今回の平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。)

対象 特別徴収の方で、『仮徴収の額』と『本徴収の額』に大きな差が生じる方が想定される方

(対象の方へは、変更金額を記載した通知書を7月上旬に送付します。)

※仮徴収額と本徴収額の差が少ない方は対象なりません。

※この平準化の実施にあたり、個人の方の手続きは必要ありません。

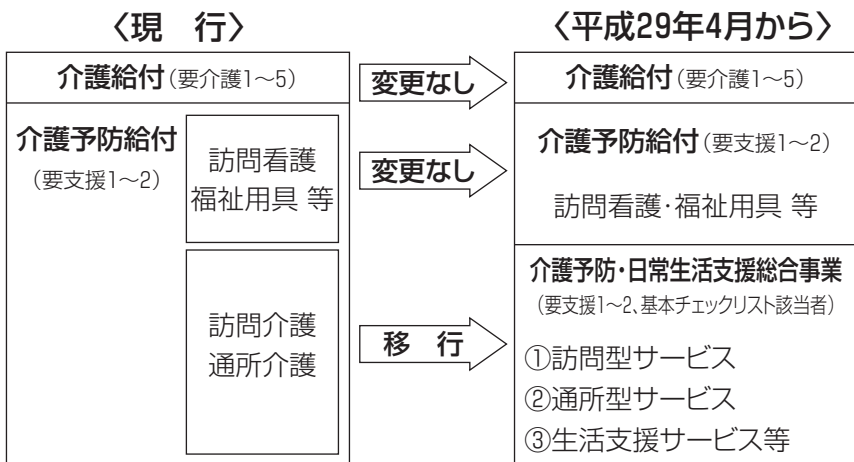
問合せ 高齢介護課介護保険G
内線2141・2142

介護予防・日常生活支援総合事業の実施による変更点について

現在要支援1・2の方が使えるサービス(介護予防給付)のうち、訪問介護・

通所介護が総合事業の(左図参照)①②③へ移行します。①②については、現行のサービスに相当するものに加え、多様なサービスが提供されます。③については、様々な担い手により、家事などの在宅生活を支えるサービスが提供されます。今後、市民向け説明会等を予定しております。詳細が決定次第、市政のひろば等でお知らせさせていただきます。

問合せ 高齢介護課長寿福祉G
内線2144・2145



保険年金課からのお知らせ

後期高齢者医療制度被保険者証の更新

現在、お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用できる被保険者証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。被保険者証の色は、若草色から青色にかわります。

保険料に未納がある方については、納付相談を行い被保険者証の交付をします。

福祉医療費受給者証の更新

子ども医療費、心身障害者医療費、母子・父子家庭医療費、後期高齢者福祉医療費の受給者で更新が必要な方の受給者証の有効期限は7月31日となっております。

対象者には、6月中旬に申請通知等を送付しています。忘れずに更新の手続きをしてください。

問合 保険年金課医療・年金G

内線2123・2124



後期高齢者医療保険料・納付書

平成28年度保険料額決定通知書は、7月上旬に郵送を予定しております。普通徴収の方には納付書を同封いたしますので、各金融機関でお支払いください。

28年度・29年度の保険料率は所得割率9.54%、均等割額46,984円、保険料賦課限度額57万円です。

問合 保険年金課医療・年金G

内線2123・2124

国民年金保険料の免除制度および猶予制度

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的に納付が困難な場合、本人・世帯主・配偶者（※申請期間7月以降50歳未満の方は、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合には申請により、保険料の納付が免除等になります。

※平成28年7月から、世帯主の所得に

より免除等に該当しなかった納付猶予の対象年齢が、30歳未満から50歳未満に引上げられます。7月以降の期間に限りですので、遡及はできません。

免除周期 毎年7月～翌年6月

受付窓口 保険年金課医療・年金G（市）

役所1階 持ち物

- 年金手帳
- 印鑑（朱肉使用のもの）
- 平成26年12月31日以降に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証（一年以上遡及の場合別途必要の場合有）

その他 災害などが理由の場合は、その事由発生の前月分からです。

注意 免除制度は、毎年申請が必要です。ただし、継続申請希望者で前年にひきつづき全額免除・納付猶予に該当した方は申請の必要はありません。

免除の対象となる所得のめやす

区分	世帯構成		
	4人世帯	2人世帯	単身世帯
全額免除	162万円	92万円	57万円
4分の3免除	230万円	142万円	93万円
半額免除	282万円	195万円	141万円
4分の1免除	335万円	247万円	189万円

注 「4人世帯」のめやすは、夫か妻のどちらかのみ所得があり、お子さんが16歳未満の場合です。「2人世帯」のめやすは、夫か妻のどちらかのみ所得がある場合です。所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますのでご了承ください。

保険料免除・保険納付猶予制度

区分	月額保険料	受給資格期間	給付金額		追納期間
			H21.4以降	H21.3以前	
全額免除	0円	算入されます	8分の4	6分の2	10年以内 ※3年度目以降は、追納するに当たっては、当期に納付した金額が加算されます。
4分の3免除	4,070円		8分の5	6分の3	
半額免除	8,130円		8分の6	6分の4	
4分の1免除	12,200円		8分の7	6分の5	
納付猶予（50歳未満）	0円		0		

注 4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、その納付部分を納めないと未納期間になります。

問合

保険年金課医療・年金G
内線2121・2122
中村年金事務所
☎0521453172000

平成28年度国民健康保険税納税通知書(本算定分)を発送します

世帯主あてに国民健康保険税の納税通知書または決定通知書を7月中旬に送付します(世帯主が国民健康保険に加入していないくても、世帯の中に加入者がいれば、世帯主あてに通知書が届きます)。

今回送付するものは、前年中の所得や今年度の固定資産税額、世帯内の国民健康保険加入者数および加入月数を基に年税額を決定したものです。

特別徴収について

次の要件に全て該当する方は、特別徴収(年金から天引き)による納付方法となります。

- ・世帯主が国民健康保険に加入していること
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- ・年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと

特別徴収による納付方法を希望しない方は、申請により口座振替による納付方法に変更することができます。

持ち物 被保険者証、印鑑(朱肉を使用するもの)、口座振替を希望する金融機関の通帳および届出印、またはキャッシュカード

減免制度について

特別な事情で国民健康保険税を納めることが困難な世帯の方は、申請により国民健康保険税の一部または全部が

減免されます(表1参照)。

持ち物 被保険者証、印鑑(朱肉を使用するもの)

非自発的失業者の軽減制度について

65歳未満の方が倒産・解雇・雇い止めなどの理由で失業された場合は、申請により国民健康保険税が軽減されます(表2参照)。

持ち物 被保険者証、雇用保険受給資格者証

便利・確実・安全な口座振替をご利用ください!!

口座振替は、現金の管理や金融機関等に行く手間が省け、納付し忘れの心配がなくなるため大変便利です。

市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードをオンライン端末で読み取り、暗証番号を入力すれば、その場で申し込みが完了します。ぜひご利用ください(一部利用できない金融機関、キャッシュカードがあります)。

国民健康保険税を滞納すると

国民健康保険は、加入者の万一のけがや病気に備え、お互いが国民健康保険税を負担し合って支えあう相互扶助の制度です。国民健康保険税を納めない、納期限内に納付している大多数の加入者との公平性を欠き、国民健康保険の運営にも影響を及ぼすこととなりますので、期限内の納付にご協力ください。よろしくお願いいたします。

なお、国民健康保険税を長期間滞納

すると、被保険者証の有効期限が短くなったり、被保険者証の代わりに資格証明書が交付され、医療機関での医療費が全額自己負担となる場合がありますので、ご注意ください。

問合せ 保険年金課国民健康保険G

内線21255~21269

高齢受給者証をお持ちの方へ

70歳~74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証の有効期限が7月31日で切れますので、8月以降に使用する新しい高齢受給者証を7月下旬に発送します。

高齢受給者証は、医療機関での自己負担割合を示すものですので、受診するときは必ず被保険者証と一緒に窓口提示してください。

なお、自己負担割合は、平成28年度の市・県民税課税所得金額により決定しますので、所得の増減などにより変更となる場合があります。

有効期限が切れた高齢受給者証は、個人情報を読み取れないように裁断して破棄するか、市役所に返却してください。

問合せ 保険年金課国民健康保険G

内線21255~21269

表1 減免制度について

理由	減免される額	
震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、その居住する家屋が、右に掲げる被害を受けたとき	全壊、全焼または流出	減免理由が発生した日以後の納期分の保険税額の全部
	半壊または半焼	減免理由が発生した日以後の納期分の保険税額の50%
前年中の総所得金額等が33万円以下の所得申告世帯で、平成28年4月1日現在で国保に加入している方	保険税額の30%	
世帯主および世帯内の国保加入者の平成28年中の総所得金額等の見込額が、前年中の総所得金額等に比べ3分の2以下に減少すると見込まれる方で、前年中の総所得金額等が500万円以下の方	前年中の総所得金額等が250万円以下	所得割額の50%
	前年中の総所得金額等が250万円を超え500万円以下	所得割額の30%

表2 非自発的失業者の軽減制度について

適用条件	軽減内容	適用期間
離職日時時点の年齢が65歳未満の方で、雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが次のもの 11、12、21、22、23、31、32、33、34	給与所得を30/100とみなして所得割を計算	離職の翌日から翌年度末まで